

《別表》

サービス利用料金

ア) 要介護度及び利用時間による利用料金

<7時間以上8時間未満の場合>

1.ご契約者の 要介護と サービス 利用料金	要支援 1	要支援 2
		7,730円
2. うち、介護保険 から給付される 金額（1割負担）	6,957円	7,776円
	<u>2割負担</u>	6,184円
	<u>3割負担</u>	5,411円
3.サービス利用 に係る自己負担 （1－2）1割負担	773円	864円
	<u>2割負担</u>	1,546円
	<u>3割負担</u>	2,319円

<6時間以上7時間未満>

1.ご契約者の 要介護と サービス 利用料金	要支援 1	要支援 2
		6,840円
2. うち、介護保険 から給付される 金額（1割負担）	6,156円	6,858円
	<u>2割負担</u>	5,472円
	<u>3割負担</u>	4,788円
3.サービス利用 に係る自己負担 （1－2）1割負担	684円	762円
	<u>2割負担</u>	1,368円
	<u>3割負担</u>	2,052円

<5時間以上6時間未満>

1.ご契約者の 要介護と サービス 利用料金	要支援 1	要支援 2
	6,670円	7,430円
2. うち、介護保険 から給付される 金額（1割負担）	6,003円	6,687円
<u>2割負担</u>	5,336円	5,944円
<u>3割負担</u>	4,669円	5,201円
3.サービス利用 に係る自己負担 （1－2）1割負担	667円	743円
<u>2割負担</u>	1,334円	1,486円
<u>3割負担</u>	2,001円	2,229円

<4時間以上5時間未満>

1.ご契約者の 要介護と サービス 利用料金	要支援 1	要支援 2
	4,490円	4,980円
2. うち、介護保険 から給付される 金額（1割負担）	4,041円	4,482円
<u>2割負担</u>	3,592円	3,984円
<u>3割負担</u>	3,143円	3,486円
3.サービス利用 に係る自己負担 （1－2）1割負担	449円	498円
<u>2割負担</u>	898円	996円
<u>3割負担</u>	1,347円	1,494円

<3時間以上4時間未満>

1.ご契約者の 要介護と サービス 利用料金	要支援 1	要支援 2
	4,290円	4,760円
2. うち、介護保険 から給付される 金額（1割負担）	3,861円	4,284円
<u>2割負担</u>	3,432円	3,808円
<u>3割負担</u>	3,003円	3,332円
3.サービス利用 に係る自己負担 （1-2） <u>1割負担</u>	429円	476円
<u>2割負担</u>	858円	952円
<u>3割負担</u>	1,287円	1,428円

イ) サービス内容による加算

1.サービス内容 とサービス 利用料金	入浴介助 加算（I）	サービス提供 体制強化加算（I）	科学的介護 推進体制加算
	400円/回	220円/日	400円/月
2. うち、介護保険 から給付される 金額（1割負担）	360円	198円	360円
<u>2割負担</u>	320円	176円	320円
<u>3割負担</u>	280円	154円	280円
3.サービス利用 に係る自己負担 （1-2） <u>1割負担</u>	40円	22円	40円
<u>2割負担</u>	80円	44円	80円
<u>3割負担</u>	120円	66円	120円

☆入浴介助加算（Ⅰ）は、入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助である場合に算定されます。

☆サービス提供体制強化加算（Ⅰ）は、介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の70以上である場合に算定されます。

☆科学的介護推進体制加算は、（1）利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

（2）必要に応じて通所介護計画を見直すなど、サービスの提供に当たって（1）に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定されます。

☆介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

基本単位数＋各種加算単位数を加えた総単位数に18.1%を加算

☆「サービス利用時間」及び要介護度の基づく利用料金は国で定められた基準です。介護

保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、後利用者の負担額を

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスを要した時間ではなく、認知症対応型通所介護事業計画に基づき決定されたサービスを行うために標準的に必要となる時間に基づく介護給付体系により計算されています。

☆減免のある方は、別に定めた料金とします。